

定 款 施 行 細 則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この定款施行細則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）定款第 56 条の規定に基づき、本会の運営上必要な事項を定め、もって本会の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 この定款施行細則に記載されていない事項に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令又は定款及び別途定める諸規則の定めによる。

第 2 章 会 員

(入会の手続き)

- 第 2 条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める「入会申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入して、本会の会長宛提出しなければならない。なお、「入会申込書」には医師免許証の写しを添付し、かつ、事務局に原本又は医師資格証の提示を行わなければならない。準会員になろうとするものは、別に定める「入会申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入して、本会の会長宛提出しなければならない。
- 本会の準会員になろうとするものは、別に定める「入会申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入して、本会の会長宛提出しなければならない。
- 2 本会の会員である者が、下記に該当することとなった場合は、新規の開業と見なして、定款第 7 条第 1 項の規定により入会の手続きを行うものとする。
- (1) 正会員が相続により、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める西多摩地区において新規に開業する場合
 - (2) 正会員が、既存の医療施設以外に西多摩地区において新たな医療施設を開設する場合
 - (3) 医療施設を持たない正会員が、西多摩地区において新たに開業する場合
 - (4) 開設者の変更をする場合（組織変更を含む）
 - (5) 準会員が正会員になり、西多摩地区において新たに開業する場合
- 3 第 1 項の入会申込書が提出されたときは、会長はすみやかに理事会に付議し、審査、承認を受けなければならない。
- 4 会員の入会は、理事会の過半数以上の賛成がある場合にこれを認める。この場合、理事会が承認した日をもって入会したものとみなす。
- 5 会長は、理事会において入会が承認された場合、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

(医療施設の正会員)

- 第 3 条 医療施設においては、原則として、それらの施設を開設又は管理する医師、又は法人の代表者（代表者が医師でない場合は管理者）を正会員とし、勤務医を準会員とする。ただし、理事会で承認された場合はこの限りではない。

- 2 公立病院においては、青梅市立総合病院 4 名、公立福生病院 3 名、公立阿伎留医療センター 2 名、奥多摩病院 1 名を正会員とする。
- 3 複数の医療施設を有する法人等で、管理者が複数いる場合は、各管理者を正会員とする。ただし、理事会で承認された場合はこの限りではない。

(事業への参加)

- 第 4 条 会員は、当会が行う事業に参加することができる。ただし、会長及び副会長は事業の内容、開催場所その他の事情により参加人数を制限することができる。
- 2 当会は機関誌又はそれに代わるものを原則として正会員に配布する。

(届出事項の変更手続き)

- 第 5 条 氏名・住所等、会員が本会に届け出た事項に変更が生じた場合には、定款第 7 条第 3 項の規定に基づき、本会の会長宛にすみやかに異動届書（第 2 号様式の 1～第 2 号様式の 5）を提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の異動届書が提出された場合、すみやかに理事会にその異動内容を報告するものとする。

(退会の手続き)

- 第 6 条 定款第 10 条の規定に基づき、本会の会員は、任意にいつでも本会を退会することができるが、退会に際しては、退会届（第 3 号様式）を本会の会長宛に提出しなければならない。
- 2 本会からの退会年月日は、退会届出書を会長が受理した日とする。ただし、定款第 10 条第 2 項に該当する会員からの退会届については、定款第 9 条の制裁処分がなされた後に退会したものとみなす。
 - 3 退会届出書を提出したことにより会員資格を喪失した場合には、既納の会費は返還しない。また、請求済みの会費については、すみやかに納付しなければならない。

(会員種別の変更)

- 第 7 条 会員種別の変更が生じたときは、すみやかに本細則第 2 条に定める入会の手続き及び本細則第 6 条に定める退会の手続きを行わなければならない。
- 2 本細則第 5 条に規定する異動届の結果、会員種別に変更の必要が生じたときは、会長は、これを当該会員に通知しなければならない。

(再入会)

- 第 8 条 本会を退会し、会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて本細則第 2 条に定める入会申込書にその旨を明記して、本会の会長宛に提出しなければならない。
- 2 定款第 11 条第 4 号の規定により会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。
 - 3 前各項の再入会申し込みに対しては、理事会の 3 分の 2 以上の賛成がある場合にこれを認める。なお、理事会において入会が承認された場合、理事会が承認した日をもって再入会したものとみなす。
 - 4 会長は、理事会において入会が承認された場合、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

(除名により会員資格を喪失した者の再入会)

第9条 除名となった会員の再入会は、医道審議会及び理事会の審議裁定を経て、社員総会において入会を認められた場合を除き、これを認めない。

- 2 除名者について、社員総会において再入会を認める決議がなされた場合は、その者は、本細則第2条の入会の手続きを行うことができる。

(除名、資格喪失の際の宥恕)

第10条 定款第9条に該当する会員を除名しようとするとき、並びに定款第11条第4号に該当する会員に対しては、理事会において当該会員から事情を聴取するとともに、一定期間内に改善をするよう勧告しなければならない。

- 2 定款第11条第4号に該当する会員は、勧告後の会員資格を停止するとともに、この間に支払義務を履行しないときには会員資格を失うものとする。

(会費未納者の取扱)

第11条 定款第11条第4号の規定により会員資格を喪失した者が、その後6ヶ月以内に未払金全額を納入し、再入会を希望したときは、理事会ですみやかに再入会についての審議を行い、入会が認められた場合は、会員資格が復活する。

(日医・都医との関係)

第12条 本会の会員は、原則として、日本医師会及び東京都医師会の会員となるものとする。

(会員名簿)

第13条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第5条の変更届書が会員から提出された場合は、すみやかに会員名簿の更新を行わなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程に従って行わなければならない。
- 4 理事会は、隔年毎の役員改選の後、すみやかに会員名簿を作成する。

第3章 入会金及び会費等

第14条 会員が納めるべき入会金及び会費等の金額及び納期、並びにこれらの免除に関する細則は別に定める会費細則による。

- 2 会費滞納に対する催告等の手続きについては、理事会で決定する。

第4章 地 区

第15条 西多摩医師会管内に、あきる野地区、青梅地区、奥多摩地区、羽村地区、日の出地区、檜原地区、福生地区及び瑞穂地区の8地区を置く。

- 2 各地区に地区長を置く。
- 3 西多摩医師会会員は、原則として各地区会員となる。地区は、所属する医療施設の住所地とする。

第5章 役員等の選任

(役員選任の細則)

- 第16条 定款第26条第1項の規定に基づく役員を選任は、定時社員総会において行う。
- 2 その細則については本章の定めるところによる。

(理事の総数)

- 第17条 理事の総数は、理事を選任する定時社員総会の前の理事会において定める。

(理事の定数)

- 第18条 理事は8地区毎に原則最低1名とし、各地区の定数上限を以下に定める。あきる野3、青梅4、奥多摩1、羽村2、日の出1、檜原1、福生2、瑞穂1。ただし、地区の定数上限が1名の地区（奥多摩、日の出、檜原、瑞穂）においては立候補者がいないときは0も可とする。
- 2 別に公立病院代表理事1名とする。

(選任期日の告示)

- 第19条 役員を選任の期日は、理事を選出する理事会の少なくとも2週間前までに、告示（書面による会員への通知）しなければならない。

(被選出権及び選出権)

- 第20条 役員候補者となろうとする者は、前条の告示日現在で、本会の正会員に登録されていなければならない。ただし、告示日現在で満80歳を超えた者は、被選出権を有しない。
- 2 役員を選出権を有する正会員は、定時社員総会に出席権を有する正会員とする。

(立候補届出)

- 第21条 役員候補者となろうとする者は、告示に定められた日時までに、文書で、その旨を本会事務局に届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。

(推薦届出)

- 第22条 役員候補者となろうとする者が、他の正会員の推薦を受ける場合には、推薦者全員の名前を記載した文書に候補者本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、本会事務局に届け出なければならない。

(立候補届出書等の様式)

- 第23条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書及び候補辞退届出書の様式は、理事会が別途定める。

(候補辞退)

第 24 条 候補者は、選任の決議が行われるまでに、文書で本会事務局に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

(候補者一覧表の作成)

第 25 条 事務局は、立候補届出又は推薦届出の締切後、候補者一覧表を作成しなければならない。
2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、届出順とする。

(候補者一覧表の配布)

第 26 条 会長は前条の候補者一覧表を、すみやかに、正会員に配布しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

第 27 条 会長は、選任の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。
2 前項の候補者氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。
3 本細則第 24 条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から当該候補者の氏名を抹消する。

(理事、監事の選出)

第 28 条 理事の立候補者が各地区の定数を上回るとき、及び監事の立候補者が定数を上回るときは、選挙により選出する。

(選任の方法)

第 29 条 役員を選任する議案の決議に際しては、議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
2 役員を選任を投票によって行う場合には、次条から第 36 条の規定により行う。

(投開票立会人)

第 30 条 議長は、出席会員の中から、投開票立会人 2 名を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。

(開票管理人)

第 31 条 議長は、出席会員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人 2 名を指名しなければならない。

(投票用紙)

第 32 条 投票用紙の様式は、理事会が別途定める。

(投票の方法)

第 33 条 投票の方法は、前条所定の投票用紙による無記名投票とする。

(無効投票)

第 34 条 次の投票は、無効とする。
(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者選任の賛否が判じ難いもの

(投票の効力)

第 35 条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第 36 条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

- 2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第 37 条 役員を選任においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

- 2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第 38 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、その社員総会に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第 39 条 理事会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(任期の起算)

第 40 条 当選人の任期は、その選任の行われた社員総会の終結の時から起算する。

(選任の疑義)

第 41 条 選任に関する疑義は、理事会において協議し、議長が社員総会に諮って決定する。

(理事の補充)

第 42 条 選任された理事の任期中に、やむなき事由等により欠員が生じたときは、必要に応じて理事を補充することができる。

- 2 前項の場合、欠員を生じた地区が推薦し、理事会で承認を得たのち、会員に通知することにより補充する。

第 6 章 医道審議会委員の選任

(医道審議会委員の選任)

第 43 条 定款第 37 条の規定に基づく医道審議会委員を選任する議案の決議に際しては、役員
の選任に関する規定を準用する。

第7章 顧問

第44条 本会に理事会が必要と認めた時は、若干名の顧問を置くことができる。

2 前項の場合、候補者は理事会で推薦し、その数は理事会で定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この施行細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
3. 平成30年7月24日一部改正
4. 令和6年5月28日一部改正